

下水道供用開始のお知らせ

令和3年3月31日から図中の着色した区域が供用開始
(公共下水道の使用が可能)となりました。

供用開始となる区域
南方の一部

■供用開始になった区域にお住まいの方は

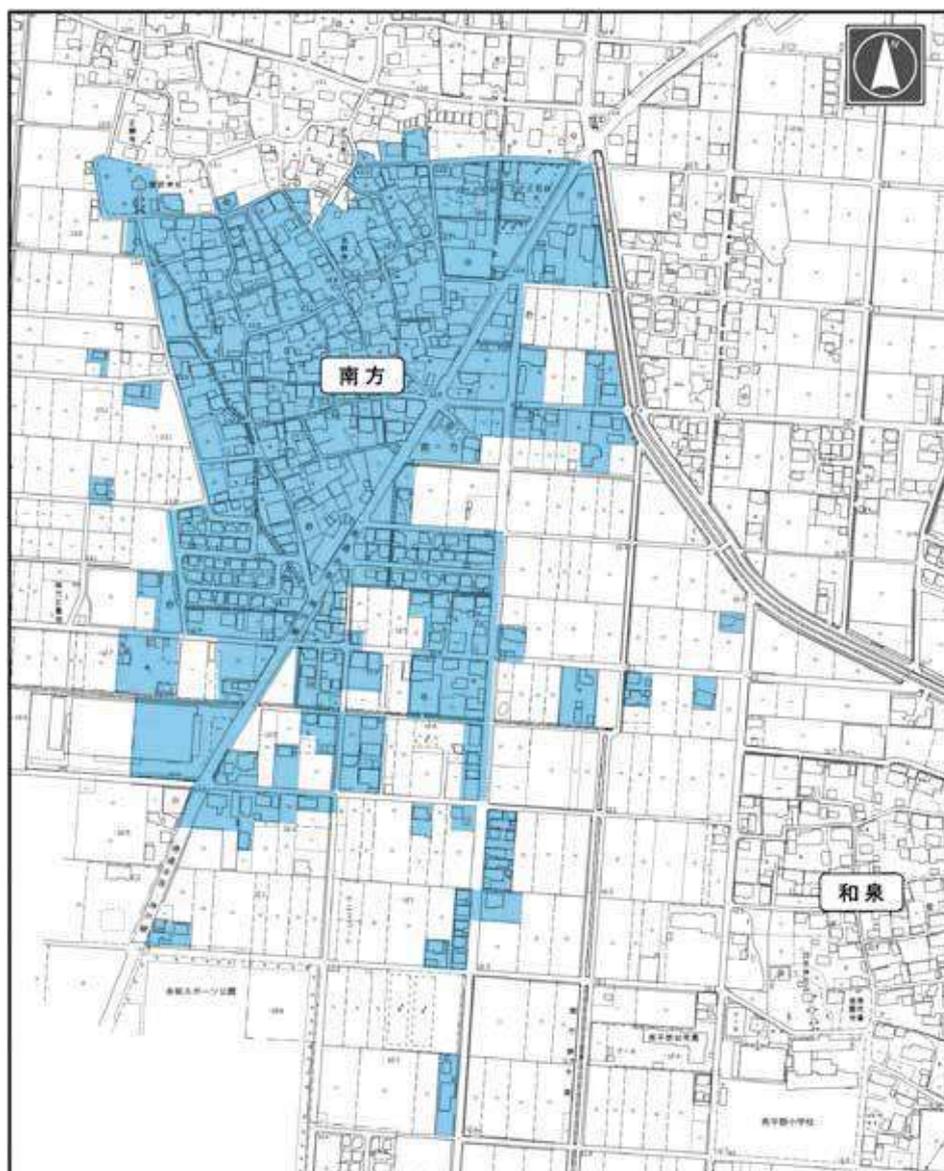
単独浄化槽(台所や風呂場、洗濯等から出る汚水を道路の側溝等に流している)を使用されているご家庭は遅滞なく(概ね供用開始の告示から3年以内)下水道に接続しなければなりません。(下水道法第10条第1項、神戸町下水道条例第5条)

汲み取り式トイレを使用されているご家庭は、供用開始の告示から3年以内に水洗式トイレに改造しなければなりません。(下水道法第11条の3)供用開始区域にお住まいの方は、下水道の重要性をご理解いただき、速やかに下水道への接続工事の実施をお願いします。

■加入促進制度をご活用ください

町では、下水道への接続工事にかかる費用を少しでも軽減するため、加入促進制度を設けております。詳細については上下水道課へお問い合わせください。

神戸町公共下水道供用開始区域図 (令和3年3月31日 供用開始区域)



上下水道課 ☎ 27-0179